

お知らせ（薬）
令和4年11月22日

「オスタバロ皮下注カートリッジ1.5mg 0.75mL」
における医薬品マスターの公表について

医薬品コード：622923201「オスタバロ皮下注カートリッジ1.5mg 0.75mL」については、令和4年11月15日付け厚生労働省告示第332号に基づく新規医薬品コードとして公表しています。

今般、令和4年11月16日付け厚生労働省保険局医療課事務連絡「疑義解釈資料の送付について（その32）別添2」により、入院時に1回分のみ使用する場合の算定方法についての取扱いが示されたことに基づき、別紙のとおり、医薬品マスターを改定しましたので、お知らせします。

※令和4年11月16日付け事務連絡「疑義解釈資料の送付について（その32）別添2」

問2 「オスタバロ皮下注カートリッジ1.5mg」は、内容量が1.5mg、1回の使用量が80 μ gであるが、14日用の製剤として薬価収載されている。入院時に1回分のみ使用する場合、オスタバロ皮下注カートリッジ1.5mgの算定方法はどのようになるか。

（答）オスタバロ皮下注カートリッジ1.5mgは14日用製剤であるため、オスタバロ皮下注カートリッジ1.5mgの薬価を14（日分）で除したものを1日分（1回分）の薬剤料とする。なお、入院中に処方し、入院中に使用しなかった分についての取扱いは、「疑義解釈資料の送付について（その1）」（令和4年3月31日事務連絡）別添3の問10-6を参照されたい。

別紙

医薬品マスターの新設（令和4年11月16日適用）

医薬品コード	省略漢字名称	変更区分	单位名称	金額	備考
632923201	オスタバロ皮下注カートリッジ1.5mg 0.75mL 1回分	3	回分	1152.00	令和4年11月16日付け厚生労働省保険局医療課事務連絡「疑義解釈資料の送付について（その32）_別添2」